

平成 29 年

社会文教常任委員会会議録

平成 29 年 5 月 16 日

田上町議会

平成29年第3回臨時会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 平成29年5月16日 午前9時25分
- 3 出席委員
3番 小嶋謙一君 11番 池井豊君
7番 浅野一志君 12番 関根一義君
9番 川崎昭夫君 14番 小池真一郎君
10番 松原良彦君
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
副町長 小日向 至 保健福祉課長 吉澤 宏
町民課長 鈴木和弘
- 6 職務のため出席した者の氏名
書記 渡辺真夜子
- 7 傍聴人
なし
- 8 本日の会議に付した事件
承認第2号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について
承認第3号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について
承認第5号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告
について中
第1表 歳出

午前9時25分 開 会

社会文教常任委員長（松原良彦君） 始めたいと思います、ちょうどになりましたので、これより社会文教常任委員会を開催いたします。

おはようございます。田植えも終わりました、何かちょっとした緑の増えてくるということで大変よい季節になりました。桜が終わって、今度は何の花が咲くかなと思ったら、藤の花が咲いております。

それで、皆さん方は知らないでしょうから、一言申し上げますと、私たち四ツ合集落の、名前は言いませんけれども、幹がこんなで、20メートルぐらいずっと軒下をはかせて、入り切れない家がありますことを一言添えてお話しいたします。

それから、今日このメンバーで会議をするのは最後でございますので、2年間私大変お世話になりました。皆さんのご協力、大変ありがとうございました。

それでは、始めたいと思います。

副町長、ご挨拶お願いいたします。

副町長（小日向 至君） では、改めまして皆さんおはようございます。委員会同時開催ということで、町長が総務産経のほうに行っていますので、私のほうが社文のほうということで出席していますので、よろしくをお願いいたします。

先ほどの町長の招集挨拶に盛り込みましたように、議会の常任委員の任期改選に当たりまして、この議会にあわせまして、今提案されております、やむを得ない事情での専決処分を3件、上程してありますので、どうかよろしくをお願いいたします。

以上です。今日のご苦労さまでございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから、座らせていただきます。

本委員会に付託されました案件は、承認第2号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について、承認第3号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について、承認第5号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告についてであります。

これより議事に入ります。町民課長、1議案ずついきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、執行の説明をお願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、改めましておはようございます。今ほど委員長さ

んのご挨拶がありましたように、2年間大変どうもありがとうございました。お世話になりました。

それでは、議案書の3ページ、4ページお願いいたします。承認第2号 専決処分
分の報告、田上町税条例の一部改正ということでございます。先ほど町長の提案理由
にもありましたとおりに、国の法律の改正がありまして、やむなく専決処分をお
願いをしたいというようなものでございます。税条例については、毎年専決のほう
お願いをしております。

それでは、説明のほうは14ページの次の新旧対照表のほうで順次説明をさせてい
ただきたいと思っております。

内容については、特に町に影響する部分というのは、特に軽自動車税のグリーン
化特例が一番大きいかなと思っておりますけれども、あとは今回国の法律改正にあわせて
字句等、あるいは年数を延長するといったものがかなり、資料ナンバー32まである
のですけれども、その部分が大半でございますので、その分は説明のほうを少し割
愛をさせていただければと思っております。

それでは、資料ナンバー1、所得割の課税標準、第21条からになりますけれども、
この資料ナンバー1から8までの部分につきましては、今ほど申し上げましたよう
に今回の法律改正によりまして字句を改正をしたり、あるいは項がずれたことによ
る改正が主な内容でございます。

それから、資料ナンバー9まで少しめくっていただけますでしょうか。資料ナン
バー9のところの第49条、固定資産税の課税標準ということでございますが、この
部分につきましては町長の提案理由にもありましたように、今まですと災害があり
ますと、税制上の措置というのはその都度その都度改正をして対応しておりました。
阪神・淡路あるいは東日本ということで対応していたのですけれども、昨年熊本地
震もあったということで、最近特にそういう地震がかなり多い、災害が多いとい
うことで、もうはじめから税制上の措置をしておいたほうがいいものについては、今
回そういう部分で手当てをしておこうというような改正があります。この49条につ
きましては、これは災害により滅失した償却資産、それにかわるものを取得した場
合については、災害発生から4年間、2分の1にしますというようなことをこちら
のほうで今度は改正、常にもう常設化したおこうという改正でございます。

それから、資料ナンバー10、第49条の2、この関係でございますが、これにつ
きましてはわがまち特例ということで、今まで国の法律で定めておったのですけれど
も、それぞれの市町村でこの条例をうたい込んで、いわゆる特例措置的な部分はそ

それぞれの市町村の判断でということになります。今回この第1項、第2項、第3項につきましては、保育の受け皿整備という関係でございます。家庭的保育とか居宅訪問型保育、あるいは事業所内保育、これは利用定員5人以下、こういったものについて整備をしたものについて償却資産なり、家屋に対して特例措置を講ずるということで、これにつきましては今のところ田上町では特に予定がないということで、条例で定める割合は今までどおり国で定めている割合とさせていただいているところでございます。

それから、51条の2、この関係につきましてはこれはタワーマンション、これも田上には余り関係しないのですけれども、60メートルを超えるものについては、現状というのは床面積とか全く同じであれば、高さに全然関係ない、上であろうが下であろうが、固定資産税は同じだという状況でございます。ただ一方、売るほう、分譲というか、買うほうからすると、当然高いほうが金額が高くなりますので、そういった部分を少し高さによる補正を加えるという部分の改正でございます。

それから、資料ナンバー11は字句等の修正でございます。

それから、資料ナンバー12のところについても、これも先ほど災害の関係の常設化になるのですけれども、そこに被災市街地復興推進地域、これが大規模な災害により被害を受けた場合に国のほうから指定をされる地域なのですけれども、こういった部分、いわゆる申し出の年数を1年延長して3年から4年にする。あるいはめくっていただきまして、資料ナンバー13でございますけれども、62条の2、被災者住宅用地の申告、これにつきましても被災した場合、住宅用地、固定資産税の課税標準を、住宅がなくなったとしても住宅用地として、これを3年だったものを4年に拡充するというところで1年延ばすというような改正でございます。

それから、資料ナンバー14についてもその関係がずっとうたわれているところでございます。

それから、資料ナンバー15、16までは字句等の修正、あるいは年数の延長の内容になります。

それから、資料ナンバー16のところの第9条の2、これもわがまち特例、これは先ほどのと違いまして時限立法で、これは割と期限がうたわれている部分の内容なのですけれども、今回追加になったもの、めくっていただきまして、資料ナンバー17の第15項という部分、これも今度は具体的には平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく国からの補助金を受けたものがいわゆる事業所内保育、会社の協とかに従業員のために保育所、そういったものを設置し

た場合について固定資産税を減額しようという部分で、これはどちらかというところ、先ほど言った大規模になろうかと思えます。これについても今のところは特にその予定はないという状況でございます。

それから、あと18、19、20、21、22、23までは字句の改正が主なものでございます。

それから、資料ナンバー23、24のところには今度は軽自動車税のグリーン化特例という部分が出てきます。資料ナンバー23の第15条の部分になります。第5項、6項の部分になるのですが、消費税が上がるときに軽自動車税を環境性能割を追加するという部分で改正があって、3月議会にそれがなくなりましたということでグリーン化特例を29年、1年間延長するというので、この29年の3月議会に税条例の改正をさせていただいたのですが、さらに30年、31年、この2年間、この部分も一応継続をするというようなことで今回ここで改正をさせていただいているところでございます。

それから、資料ナンバー25、第15条の2第2項の関係、これについては一昨年でしたか、自動車のメーカーに不正行為があったということで、これについてはそういう不正があったものについては、いわゆる納税義務者はその自動車のメーカーにするよというようなことをここに文言としてうたい込んだというような改正の内容でございます。

それから、資料ナンバー26から、最後の32までについては、字句の改正あるいは期間の延長というのが主な内容でございます。

それで、参考までにグリーン化特例の関係、29年度、うちのほうで既に納税通知書を発送させていただいておりますけれども、ちなみに29年度のグリーン化特例につきましては75%の軽減というのはございません、台数は。50%の軽減が76台、それから25%が81台ということで、そういう部分の対象になる軽自動車が台数があつたということをお知らせをさせていただきたいと思えます。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 資料ナンバー25あたりの軽自動車についてのことなのですが、ちょっと今説明がわからなかったのが例の三菱の不正で、三菱、日産の軽自動

車がグリーン化特例の燃費の癌になったときに、そういう影響はユーザーに不利益になるということなのではないでしょうか。そこらをもうちょっと明確にお聞かせください。

町民課長（鈴木和弘君） 前回のときは、結局メーカーが不正をしたということですので、ユーザーというか、買った人には不利益にならないように、メーカーが本来軽減した分を補填したとか、納めてもらったということですので、税とはまた違う意味でお見舞金、そういう部分は払っていたかと思うので、それはうちの税とは全く関係なくて、軽自動車的に考えると、正しいものを納めてもらったと。それは、本人でなくて、メーカー側からもらったと、前回。そういうのがあったものですから、今回の会社の中では、そういう不正をしたら、要するに買った人ではなくて、メーカーを納税義務者として、それを今度は明文化しろということなんです。ですので、買った人は余り不利益になることはないと思います。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 池井さん、よろしいでしょうか。

11番（池井 豊君） よくわかりました。

14番（小池真一郎君） ここには明記されていない部分なのですが、我々農家の軽油の免税というのは29年度でたしか終わったのだけれども、延長になっているのではないだろうか。いや、わからないのだったら、後でまた聞きに行きます。

町民課長（鈴木和弘君） 3年間ということですか。

14番（小池真一郎君） はい。

町民課長（鈴木和弘君） 今うちのほうでわかる分はないです。ちょっとまた細かいのを調べて……では後でまた、すみません。

社会文教常任委員長（松原良彦君） いいですか。

14番（小池真一郎君） はい。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにご質問のある方いませんか。

しばらくにしてないようですので、承認第2号に対する質疑は終了します。

次に、承認第3号を議題といたします。

執行の説明お願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） 続きまして、議案書15ページ、16ページになります。承認第3号 専決処分、田上町国民健康保険税条例の一部改正でございます。こちらも先ほど町長の提案理由がありましたとおりに、国のほうで3月31日に公布をされ、4月1日から施行されるということで専決をお願いするものでございます。

内容につきましては、国保のほうで軽減をしております。所得に応じて5割、2割の軽減を……7割もしているのですけれども、その5割、2割の軽減の判定の所

得の基準の引き上げを今回改正するものでございます。

それでは、めくっていただきまして、資料ナンバー33お願いいたします。第13条、国民健康保険税の減額というところでございますが、第1項の第2号、これが5割軽減になるのですけれども、被保者当たり26万5,000円を加算するということですが、これを5,000円引き上げて27万円に引き上げをさせていただくという改正と、めくっていただきまして資料ナンバー34、第3号の関係については、これ2割軽減になりますけれども、これも基準となる所得を1万円引き上げをして49万円という形で改正をさせていただくものでございます。

今回、額的にもそんなに大きくありませんので、影響としては23万4,000円程度の軽減になるという状況でございます。

説明、以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてないということで、承認第3号に対する質疑は終了いたします。

それでは、次に承認第5号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（吉澤 宏君） おはようございます。

それでは、承認第5号でございます。36ページをお開きください。36ページでございます。民生費の社会福祉費で目が老人福祉施設費で、専決でございますけれども、210万6,000円をお願いするものでございます。右側のほうですけれども、説明欄でございますけれども、需用費で210万6,000円の補正をお願いするものでございます。具体的に何かといいますと、きずなで広報しているのですけれども、心起園の風呂のお湯を沸かすボイラーが4月18日に故障いたしましたので、漏水が主な原因でございます。早急にここを直したいということでございます。今入れているボイラーは2007年に入れまして、10年間使用しているものでございます。耐用年数が来たので直したいという趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 具体的な今の計画で、いつまでに工事終わって、いつから通常のサービスに戻るとか、そういうふうな計画どのようになっているか、ちょっと詳細

聞かせてください。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 4月18日に壊れまして、専決して、もう工事、発注して
ございますので、5月23日までかかるという予定でございます。

よろしく願いいたします。

11番（池井 豊君） 5月24日から普通に。

（何事か声あり）

保健福祉課長（吉澤 宏君） 申しわけございませんでした。5月23日から営業でござ
います。

11番（池井 豊君） はい、わかりました。

社会文教常任委員長（松原良彦君） すみません。では、私のほうから一ついいでしょ
うか。

よその日帰り温泉なんかへ行くと、温泉が壊れると、水を沸かして入ってもらっ
て、入湯税だけはもらわない、入場料はありますけれども。そんなことで、心起園
は普通のお湯だけ沸かしてするような装置はないのですか、あるのですか。そこら
辺ちょっと聞かせてください。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 普通の水道だけを沸かす装置はございません。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） はい、わかりました。結構です。

そのほかご質問の方ございませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、承認第5号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

承認第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案
のとおり決しました。

次に、承認第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり決しました。

次に、承認第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり決しました。

これで全部終わりましたけれども、町民課長、ではどうぞご発言願います。

町民課長(鈴木和弘君) すみません。貴重な時間をおかりしまして、ちょっと報告だけさせていただきたいと思います。

たしか今年の2月に社会文教常任委員会所管事務調査で後期高齢者医療の関係で保険料の軽減判定の誤りがあるということで説明をさせていただいたかと思えます。その後、何らかの人数なり報告が来た時点で補正するなり対応するというで話をさせていただいたかと思うのですけれども、一応連休前に新潟県の後期高齢のほうから、その影響という部分での報告が実はありました。新聞報道でも一部ありましたけれども、影響としては全部で還付が551件の約980万円、追徴、過少だということで追徴する部分が154件の約175万6,000円ということで報告がありました。

それについて、田上町分はどうかということで、田上については全て還付ということで7件で10万2,000円程度ということで広域連合のほうから報告がありました。ただ、この部分については今の現状のうちのほうの予算で何とか対応ができるかなということで、補正は特に必要ないかなと思っています。

ただ、それ発表した後に、国から実はその抽出のやり方でちょっと誤りがあったということで、今埼玉でやっているということで、今度は恐らく還付だろうということですけれども、これを今また作業中だということで、10月ごろにまた抽出して、最終的にどうなるかという部分が出るなんていう、でまた文書が厚生労働省から一応来ておりますので、今の段階ではあくまでも前回説明した部分での影響ということです。今後またそういう部分で出てくる可能性がありますので、それは改めてまたわかった時点で報告をさせていただきたいと思います。

それから、あわせて国民健康保険もどうかということで、同じようなことをして

いるのかなということで、国とかからは特に通知はなかったのですが、私近隣市町村の状況なり確認して、うちもちょっといろいろ調べたところ、やっぱり同じようなことをやっている、システム的にもそういう部分があるということでございますので、これを28年度分だけでした実は、さかのぼっていろいろ調査したのですが、これは還付が1件で1万3,000円だったのですが、追徴のほうは2件ということなのですが、9万5,000円ということでちょっと金額も多かったものから、一応こういうふうな、今回あわせるとそういう部分がありましたので、今後これからそれぞれ該当する方には訪問するなりして説明をして、今回の部分について還付なり追徴についての説明をちゃんとしていきたいなと思っております。

後期高齢については、国のほうでシステムを提供するまでは、今いろいろの部分で他のシステムを使いながら、今後間違いのないようにということで対応していきますし、国保についても今のうちの業者を含めて、再度またどういうふうな対応していけばいいかと、今ちょっと検討中でございますので、そういうことで状況について報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 大変ご苦労さまでした。

また、その後わかりましたら、よろしくお願いいたします。

これをもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

このことは、本会議で私のほうで報告いたします。

執行の皆さん、大変ご苦労さまでした。

では、これで終わりにしたいと思います。

午前9時53分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成29年5月16日

社会文教常任委員長 松原良彦